

要 望 書

令和6年2月

沖 縄 県

知基第219号
令和6年2月17日

防衛大臣

木原 稔 殿

沖縄県知事 玉城 デニー

要 望 書

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素から格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

戦後78年、本土復帰51年を経た今もなお、国土面積の約0.6パーセントに過ぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントが集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けています。

日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災、自然環境の破壊や米軍人等による事件・事故は、米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えています。

嘉手納飛行場では、外来機の度重なる飛来による航空機騒音の激化に加え、令和4年11月からは、F-15C/D 戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の暫定配備が開始され、100デシベルを超える騒音が幾度も発生しており、また、特に騒音が激しいとされるF-35A戦闘機の飛来により、周辺住民の基地負担はさらに増大しております。

米軍基地問題を抜本的に解決するためには、米軍基地の整理・縮小、日米地位協定の見直しを進めることが重要であると考えております。

米軍基地の整理・縮小については、「再編実施のための日米のロードマップ」及び「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施していただくとともに、これまでの基地の整理縮小の検証及び基地負担軽減の検討のための協議の場を設けていただきたいと考

えております。

特に、普天間飛行場については、同飛行場の一日も早い危険性の除去を実現するため、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や、同飛行場所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど危険性の除去に早急に取り組んでいただく必要があります。また、昨年11月29日、沖縄に向かっていた米空軍のCV-22オスプレイが鹿児島県屋久島沖で墜落し、8名が死亡する大変痛ましい事故が発生しました。米軍の安全管理体制に強い疑念を抱かざるを得ず、原因が究明されるまでの間は、全てのオスプレイの飛行停止を米軍に求めていただく必要があります。

辺野古新基地建設については、辺野古新基地建設の是非が大きな争点となった過去3回の県知事選挙をはじめ、平成31年2月に行われた辺野古埋立てに絞った県民投票においても反対の民意が圧倒的多数で明確に示されております。政府は、この民意を真摯に受けとめ、辺野古新基地建設を断念し、問題解決に向け、沖縄県との対話に応じるべきであると考えております。

さらに、日米地位協定については、一度も改正されないまま締結から60年以上が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まりの中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっていることから、抜本的な見直しを行っていただく必要があります。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響を巡って、様々な意見があるものと承知しております。

令和4年12月16日に閣議決定された、安保関連3文書においては、「南西地域における防衛体制を強化する」等、本県に関わる記述も多く見られます。

こうした中、防衛省の令和6年度予算案に計上されたうるま市における陸上自衛隊の新たな訓練用地の取得については、住民の生活環境及び教育環境に多大な悪影響を及ぼすとして、地元自治会が全会一致で計画反対の決議を行っております。

アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増していると認識しておりますが、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。

政府においては、沖縄の現状を十分に認識し、基地の整理・縮小、日米地位協定の見直し、辺野古新基地建設の断念、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外、国外移設及び早期閉鎖・返還、自衛隊の配備及び運用等、過重な基地負担の軽減に真摯に取り組んでいただきたく、次のとおり要望します。

目 次

1 普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外、国外移設及び早期閉鎖・返還について……………	1
2 辺野古新基地建設の断念について……………	3
3 オスプレイの配備撤回について……………	5
4 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について……………	6
5 日米地位協定の抜本的な見直しについて……………	10
6 嘉手納飛行場、普天間飛行場等における航空機騒音等の軽減について……………	13
7 米軍基地周辺で検出されているPFOS等問題の解決について……………	19
8 米軍の活動に起因するその他環境問題の解決について……………	22
9 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について……………	26
10 嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練について……………	29
11 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について……………	30
12 ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除区域及び対象漁業の拡大並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等について……………	32
13 米軍施設・区域の有効かつ適切な跡地利用に関する必要な措置等について……………	34
14 尖閣諸島を巡る問題について……………	36
15 安保関連3文書の改訂に伴う自衛隊の配備及び運用について……………	38
16 うるま市における陸上自衛隊の新たな訓練場の整備について……………	39
17 不発弾処理における負担の軽減について……………	40

1 普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、 県外、国外移設及び早期閉鎖・返還について

要 望

- (1) 普天間飛行場の固定化は絶対に避け、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外、国外移設及び早期閉鎖・返還に取り組むこと。
- (2) 普天間飛行場負担軽減推進会議を早期に開催すること。
- (3) 普天間飛行場の速やかな運用停止を実現するため、直ちに、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行場所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど、日米両政府において同飛行場の運用停止に向けた具体的なスケジュールを作成し、一日も早い危険性除去に取り組むこと。

説 明

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっており、同飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還は県民の強い願いであります。

昨年2月15日に開催された普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、県は政府に対し、同飛行場の運用停止に向けた新たな期限を含めたスケジュールを具体的に示すよう要望したところですが、政府は、辺野古移設について、地元の理解と協力を得られることが前提であるとの従来どおりの見解を示すのみで、具体的な取組内容等について、お示しいただいておりません。

また、貴職は、先月16日の閣議後記者会見において、「普天間飛行場の具体的な返還時期については、完成後における部隊の移転などのプロセスを考慮する必要があると、現段階で具体的にお示しすることは困難」と述べており、普天間飛行場の辺野古移設では、同飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないとの懸念を抱かざるを得ません。

米軍は、昨年11月29日に鹿児島県の屋久島沖で発生したオスプレイの墜落事故を受け、全世界でオスプレイの飛行を停止しており、普天間飛行場においてもオスプレイの飛行が停止されていることから、同飛行場周辺の航空機騒音は大幅に低減しております。

一方、報道によると、昨年12月に米軍インド太平洋軍司令官は、オスプレイの飛行停止措置について「作戦に影響はない」と述べたとされております。このことは、返還までの間においても同飛行場の一日も早い危険性の除去等は実現可能であることを裏付けるものであると認識しております。

沖縄県は、辺野古移設にかかわらず、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めてきたところであり、同飛行場周辺住民の生命・財産を守ることを最優先にするならば、政府の責任において速やかな運用停止を実現すべきであります。

政府においては、速やかな運用停止を実現するため、日米両政府において同飛行場の運用停止に向けた具体的なスケジュールを作成し、一日も早い危険性の除去及び騒音の軽減に取り組んでいただく必要があるとともに、直ちに、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行場所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど県民の目に見える形での基地負担の軽減に取り組んでいただく必要があります。

また、普天間飛行場の早期閉鎖・返還を実現するためには、改めて県外、国外移設を追求し、同飛行場の固定化を避ける方策を検討し、講ずる必要があります。安全保障の負担は日本全国で担うべきとの認識のもと、沖縄県民の声や沖縄県議会の決議等も踏まえ、同飛行場の県外、国外移設に真摯に取り組んでいただくよう要望します。

2 辺野古新基地建設の断念について

要 望

- (1) 「辺野古移設が唯一の解決策」との固定観念にとらわれることなく、県民の理解が得られない辺野古新基地建設を断念すること。
- (2) 辺野古新基地建設問題の解決に向けた沖縄県との対話に応じること。

説 明

沖縄県は、辺野古に新基地は造らせないということを県政運営の柱として取り組んでおります。

辺野古新基地建設に反対する県民の民意は、辺野古新基地建設の是非が大きな争点となった過去3回の知事選挙をはじめ、平成31年2月に行われた辺野古埋立てに絞った県民投票においても反対の民意が圧倒的多数で明確に示されるなど、揺るぎない形で反対の民意が繰り返し示されたことは、極めて重いものであります。

しかしながら、政府は、「辺野古移設が唯一解決策」であるとして、県民の民意を一顧だにせず工事を強行し、さらに、昨年12月28日、沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対し、沖縄県知事に代わって承認処分を行う代執行を行いました。

沖縄県としては、政府が唯一の解決策とする普天間飛行場の辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされており、さらなる工期の延伸も懸念されることから、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないと考えております。

辺野古・大浦湾の沿岸域については、沖縄防衛局による環境影響評価調査において、絶滅危惧種262種を含む5,300種以上の海域生物が確認されております。

また、同海域は、ジュゴンやサンゴなどの貴重な生物が生息し、その生物多様性においても、国内の世界自然遺産登録地である知床や小笠原諸島等と比べても何ら遜色ないと考えており、環境省は同海域を「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の一つとして抽出しているほか、令和元年10月には、米国の環境NGOミッション・ブルーに

より、大浦湾とその周辺海域一帯が、日本で初めての「ホープ・スポット（希望の海）」として登録されております。

このように、辺野古・大浦湾の海域は、人類共通のかけがえのない財産であり、将来の世代に引き継いでいくべきものと考えております。

県民の理解が得られない辺野古新基地建設を強行することにより、これに反対する県民感情の高まりが米軍全体への抗議に変わると、在沖米軍基地の安定運用は難しくなり、ひいては、今後の日米安全保障体制に大きな禍根を残すことになるのではないかと心配しております。

これらのことから沖縄県としては、辺野古新基地建設問題は、対話によって解決策を求めていく民主主義の姿勢により解決していくことが重要と考えており、政府においては、「辺野古移設が唯一の解決策」との固定観念にとらわれることなく、県民の声に真摯に耳を傾け、直ちに埋立工事を中止し、問題解決に向けた沖縄県との対話に応じていただきたいと考えております。

3 オスプレイの配備撤回について

要 望

オスプレイの配備を撤回すること。

説 明

オスプレイについては、沖縄配備に際し再三にわたり、これに反対する旨訴えたにもかかわらず、普天間飛行場に24機が配備されています。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、進まぬ米軍基地の整理・縮小、頻発する事件・事故に加え、オスプレイが配備されたことは、沖縄県民に受忍し難い更なる米軍基地の負担を強いるものであります。

普天間飛行場所属のMV-22オスプレイは、平成28年12月に名護市安部沿岸で、平成29年8月にはオーストラリア東海岸沖で墜落事故を起こしたほか、令和3年8月には、パネル及びフェアリングと呼ばれる覆いが落下する事故、11月には金属製の水筒を落下させる事故を起こすなど県民に大きな不安を与えています。

また近年では、令和4年6月の米カリフォルニア州での墜落事故や昨年8月のオーストラリアの3名が死亡する事故、同10月の米ネバダ州でのハードランディングなど、海外において重大事故が相次いでおります。国内においても、昨年9月から10月にかけて普天間飛行場所属のオスプレイが相次いで民間空港に緊急着陸しており、県は政府に対し、原因の究明とその公表、実効性のある再発防止策等を要請したところでした。

このような中、昨年11月29日、沖縄に向かっていた米空軍のCV-22オスプレイが鹿児島県屋久島沖で墜落し、8名が死亡する大変痛ましい事故が発生しました。県として米軍の安全管理体制に強い疑念を抱かざるを得ず、原因が究明されるまでの間は、全てのオスプレイの飛行停止を米軍に求めるよう要請します。

沖縄県としては、オスプレイ配備に反対であり、オスプレイの配備撤回を求めるとともに、オスプレイの訓練移転や県外配備の早期実施など、実効性のある負担軽減措置を講ずるよう要望します。

4 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

要 望

- (1) 在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施すること。
- (2) 「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標を日米両政府において設定し、実現すること。
- (3) 那覇港湾施設及び牧港補給地区については、統合計画を前倒しし、早期返還を実施すること。
- (4) SACO合意以降の基地の整理縮小の検証及び沖縄の基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場（SACWO：SACO with Okinawa）を設けること。
- (5) 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画については、返還時期、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等の十分な説明・更新を行うこと。
- (6) 統合計画の実施に当たっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。
- (7) 政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決、移設先の環境整備及び移設先の地元の負担を軽減するための具体的な支援策を講じること。
- (8) 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、必要な情報提供を行うこと、また、国有地の活用、返還時期等について地元の意向に配慮すること。
- (9) 文化財調査の計画的な着手、同専門員の確保等必要な支援を行うこと。
- (10) 駐留軍等従業員の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。
- (11) 米軍施設・区域の機能の変更等の計画については、事前の情報提供を徹底するとともに、県・市町村の意向を尊重すること。

説 明

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

海兵隊の訓練を県外へ移転することを含め、在沖米軍兵力の削減を図ることは、沖縄の過重な基地負担の軽減及び米軍人等による事件・事故の減少にもつながるものであり、日米両政府は、「再編実施のための日米のロードマップ」及び「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく在沖海兵隊約9千人の国外移転を確実に実施するよう強く求めます。

また、それに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還についても、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があります。

更なる米軍基地の整理・縮小を行うに当たっては、新たな在沖米軍の整理・縮小のためのロードマップを策定し、「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標を日米両政府において設定することを求めます。その数値目標の設定に当たっては、今年から開始される在沖海兵隊のグアム移転に係る米軍基地の整理・縮小だけでなく、普天間飛行場も含めた米軍基地の更なる沖縄県外、国外への移設を前提とするとともに、沖縄県や市町村の意見を十分反映させることによって、県民が納得できるものにする必要があります。

特に、那覇港湾施設については、県都那覇市の玄関口である那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域となっております。同施設の返還は、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展につながるものであり、代替施設の提供に先立ち、早期に返還を実施するよう要望します。また、牧港補給地区についても、同施設が那覇市に隣接し、西海岸沿いの都市軸の重要な位置にあり、隣接する海浜部での埋立計画や港湾整備計画など様々な計画があることから、早期に返還を実施するよう要望します。

SACO合意から25年以上が経過しており、アジア太平洋における近年の安全保障環境の変化を踏まえ、SACO合意以降の基地の整理縮小の検証及び沖縄の基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場（SACWO）を設けることを強く求めます。

統合計画に示されている返還時期については、3年ごとに更新され、公表されるとしておりますが、発表から10年以上経過した現在でも更新されていないことから、更新を行う必要があります。

また、統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還範囲、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組内容が示されていない部分があり、政府において十分な説明を行う必要があります。

統合計画の実施に当たっては、米側が作成するマスタープランにおいて、施設の配置場所、規模、機能等が特定されることから、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設ける必要があります。

移設先における諸課題の解決を政府の責任で行うこと、新たな負担を受け入れる地域の負担を緩和するための措置を継続すること、地元の意向を反映させ、計画的に実施されること、及び移設先の地元の要望については具体的な支援策を講じる必要があります。

今後、統合計画の実施に伴って、大規模な土地の返還が予定されていることから、跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供をしていただくとともに、国有地の活用、返還時期等についての地元の意向への配慮をしていただく必要があります。

文化財調査の計画的な着手、文化財調査専門員の確保などへの支援を行っていただく必要があります。

駐留軍等労働者の雇用確保についても、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行っていただく必要があります。

米軍施設・区域の機能の変更、米軍施設・区域内における施設の建設等は、周辺住民に不安を与えるとともに、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性がある、極めて重要な問題であります。

このような建設等を行う計画がある場合は、沖縄県及び市町村に対する詳細な情報の提供を徹底するとともに、沖縄県及び市町村の意向を尊重し、これに迅速に対応していただく必要があります。

5 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要 望

政府は早急に日米地位協定の見直しを行うこと。

説 明

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から60年以上が経過しており、環境についての対応が全く触れられていないなど、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっており、沖縄県は、軍転協とも連携し、平成12年より見直し要請を行ってまいりました。

平成29年9月には、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れて、11項目28事項の見直し要請を行ったところです。

政府は、米軍基地を巡る諸問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えていると説明しています。

しかしながら、沖縄県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えています。

沖縄県が行った他国地位協定調査の結果、NATOに加盟するドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスや米軍を訪問軍として受け入れるフィリピン、オーストラリアでは、航空法など自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールしていることが明らかになりました。

一方、我が国においては、米軍に対し国内法の適用がなく、米軍機による低空飛行や米軍の訓練に伴う騒音問題など、様々な問題が発生しております。

そもそも、なぜ47都道府県の1県に過ぎない沖縄県がこのような調査を行わなければいけないのか、政府は真摯に考えるべきではありません。

令和2年7月以降、複数の米軍基地における新型コロナウイルス感染症の感染拡大やクラスターの発生、日本人従業員の県内初となるオミクロン株感染等、米軍基地由来と思われる県内での感染拡大が大きな問題となり、県民に大きな不安を与えました。

嘉手納飛行場などの米軍基地へ直接入国する場合、検疫について国内法の適用がなく、日本の水際対策が適用されていなかったことが、感染拡大の一因となったと考えられます。

平成30年7月と令和2年の11月の全国知事会においては、日米地位協定の抜本的な見直しを含む米軍基地負担に関する提言が全会一致で取りまとめられました。

政府においては、国民の権利と財産を守るため、米軍に航空法や検疫法等の国内法を適用する等、日米地位協定の抜本的な見直し作業に早急に着手していただくよう、強く要望します。

平成27年9月に締結された環境補足協定については、PFOSを含む泡消火剤の漏出など環境に影響を及ぼす可能性がある事故や環境汚染が確認された場合、米側からの通報の有無にかかわらず、地元自治体の意向を踏まえた環境調査が実施できるよう求めます。併せて、米軍からの通報対象となる事故を、環境に影響を及ぼす可能性のある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合まで広げるとともに、円滑な立入りを求めます。

また、跡地利用の円滑な推進のための返還前の早期の立入りなど、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化を要望します。

沖縄県では、これまで文化財保護行政を推進するために必要な文化財調査を米軍施設・区域内においても行ってきたところです。しかしながら、環境補足協定締結後、同協定に基づく立入り手続によることとされたため、これまで行われてきた米軍施設・区域内における文化財調査が中断していました。

その後、平成29年10月に文化財調査に伴う米軍施設・区域への立入りが可能となりましたが、より円滑に立ち入ることができるよう要望します。

平成29年1月に締結された軍属に関する補足協定については、日米地位協定の対象者が明確になるとしておりますが、軍属の範囲の見直しが事件・事故の減少に直接繋がるものか明らかではありません。引き続き、軍人・軍属にかかわらず、米軍関係者の教育・研修の強化等に取り組んでいただく必要があります。

また、軍属及びコントラクターの被用者の総数等の詳細な情報を、

県及び関係地方公共団体へ速やかに提供していただく必要があります。

6 嘉手納飛行場、普天間飛行場等における航空機騒音等の軽減について

要 望

- (1) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性ある対応策を講ずること。さらに、両飛行場所属航空機の県外、国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備や外来機の飛来制限等を実施すること。
- (2) 防錆整備格納庫移設計画に係る懸念を払拭するための確実な措置を講ずること。
- (3) 米空軍無人偵察機MQ-9の配備計画を見直すこと。
- (4) 嘉手納飛行場の通称パパーループにおける航空機の使用を禁止すること。また、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブの趣旨を踏まえ、嘉手納飛行場の旧海軍駐機場において、航空機等の使用を行わないこと。
- (5) 環境基準の達成に向け、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置を厳格に運用すること。
- (6) 同措置の運用状況について県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけるとともに、日米合同委員会においてその実施に伴う効果について検証を行い、結果を公表すること。
- (7) 住宅地上空の飛行及び夜間の訓練飛行を回避するための対策を講じること。また、夜間の航空機騒音による健康への影響を調査し、同調査を踏まえた環境基準の設定など適切な措置を講ずること。
- (8) 伊江島補助飛行場における夜間の飛行訓練や住宅地上空の飛行を回避するなど、騒音対策の強化を図ること。
- (9) 北部訓練場、キャンプ・シュワブ及びキャンプ・ハンセンの住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用を中止し、夜間早朝の飛行及び住宅地上空での飛行を回避するための対策並びに実弾射撃訓練等に伴う騒音対策及び安全対策を強化すること。
- (10) 住宅防音工事の区域指定告示後に建築された住宅への防音工事の適用拡大や、対象区域の拡大、事務所・店舗等の対象化、十分な防音工事予算の確保など、騒音対策の強化・拡充を図ること。

- (11) 全ての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。
- (12) 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費を補助対象とすること。
- (13) 米軍航空機の運用に伴う騒音、悪臭、低周波音について、地方公共団体が必要な調査を実施した場合は、当該地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

説 明

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

沖縄県は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところではありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転による負担軽減の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的かつ実効性のある対応策を講じていただく必要があります。また、両飛行場所属航空機の県外、国外への分散移転・長期にわたるローテーション配備や外来機の飛来制限など地元が負担軽減を実感できる取組を合わせて行っていただく必要があります。

令和5年4月28日、政府から日米の協議結果として、防錆整備格納庫を当初計画通りパパーループに建設するとの方針が県及び地元嘉手納町へ伝えられました。地元嘉手納町からは、この結論は、政府が日米外相会談及び日米防衛相会談をはじめとした様々なレベルで鋭意協議を重ね、施設の必要性や安全性、そして地元の懸念に応え、影響を最

小限にするための措置を確認した上で出したものであることから、尊重すべきであるとの意見があります。一方で、大規模な施設が民間地域の近くに建設されることへの地元住民の懸念が残されております。については、安全面や環境面の対策に万全を期すなど、地元住民が抱く懸念を払拭するための確実な措置を講ずることを求めます。

令和5年10月、地元への事前の十分な説明がないまま、米空軍無人偵察機MQ-9が嘉手納飛行場に配備されました。同飛行場の負担軽減が一向に進まない中で、期限を定めずに部隊が配備されることは承服できず、同機の配備計画を見直すよう要請します。

嘉手納飛行場については、駐機場拡張整備工事の遅れに伴い、一時的にMC-130特殊作戦機等の駐機場となっている通称パパループの使用期間が延長されている中、HH-60ヘリコプターによる使用も確認されるなど、騒音及び悪臭被害が増大し深刻な問題となっております。地元が負担軽減を実感できる航空機の騒音及び悪臭の軽減に取り組む必要があります。また、平成29年に移転が実現した旧海軍駐機場については、移転後もたびたび外来機により使用されていることから、SACO合意を遵守し、再発防止策を講ずる必要があります。

さらに、同飛行場では、外来機の度重なる飛来による航空機騒音の激化に加え、令和4年11月からは、F-15C/D 戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の暫定配備が開始され、100デシベルを超える騒音が幾度も発生しており、また、特に騒音が激しいとされるF-35A戦闘機の飛来により、周辺住民の基地負担はさらに増大しております。

普天間飛行場では、ヘリコプターが住宅地上空を旋回し、外来機の飛来や夜間の訓練が頻繁に行われており、令和元年5月には普天間飛行場における騒音測定値がこれまでに最大となる124.5デシベルを観測するなど、昼夜を問わない騒音の発生が恒常化しています。

また、オスプレイやヘリコプターから発生する低周波音も問題となっているほか、周辺自治体では、上空を飛行する米軍機による騒音の苦情が多く寄せられております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された平成8年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用する必要があります。

さらに、同措置の運用状況について県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけるとともに、日米合同委員会において両措置の実施に伴う効果について検証を行い、その結果を公表する必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺以外の地域においても、米軍機の飛行に伴う航空機騒音が夜間を含め度々確認されております。平成30年10月に公表された欧州WHO環境騒音ガイドラインでは、睡眠への悪影響が生じるとして夜間等価騒音レベルは40デシベル以下とするよう示されております。しかし、毎年多くの航空機騒音測定局では、40デシベルを超過している状況にあり、令和4年度は最大54デシベルに達しております。このため、住民への睡眠妨害及び健康影響が懸念されることから、夜間の航空機騒音による健康への影響を調査するとともに、夜間等価騒音レベル L_{night} （エルナイト）などの夜間騒音の評価に適した指標による環境基準を設定するなど、適切な対策を実施する必要があります。

伊江島補助飛行場においては、平成30年度のLHDデッキの改修後、F-35B戦闘機による訓練などに伴う騒音により住民からの苦情が増加していることに加え、騒音発生回数が令和4年度は10,652回と平成29年度の5,065回と比べ2倍以上記録されるなど飛行訓練が激化していることから、住宅地上空の飛行を行わないよう徹底する等、適切な騒音低減措置を講ずる必要があります。

北部訓練場においては、東村高江区牛道集落の航空機騒音測定結果によると、平成26年度の騒音回数は1,474回であったのに対し、平成27年2月のN-4地区ヘリコプター着陸帯の先行提供開始以降はこれが増加し、令和4年度は3,969回となっています。夜間早朝の訓練飛行や住宅地域に近いヘリコプター着陸帯で行われる訓練が地域住民の生

活環境に大きな影響を及ぼしていることから、適切な騒音対策を講ずる必要があります。

キャンプ・シュワブ周辺では、令和4年度、久志地区において、航空機騒音が2,726回も発生しております。また、実弾射撃訓練、廃弾処理等による騒音が134回発生し、騒音の最大値は102.4デシベルを測定しているため、地域住民からの苦情や不安の声が増加しております。

つきましては、住宅地域に近い北部訓練場のN-4地区、キャンプ・シュワブのフェニックス、ガンダー、キャンプ・ハンセンのファルコン等のヘリコプター着陸帯の使用を中止するなど、住宅地上空の飛行を回避する対策を講ずる必要があります。

また、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練、廃弾処理等については、爆発音や振動による安全対策や騒音対策を強化する必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された防音工事の対象とならない住宅が多くなっているほか、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗も多く存在しております。

つきましては、住宅防音工事区域指定値の現行L den62デシベル（75WECPNL）から環境基準値L den57デシベル（70WECPNL）に改めること等による対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅の防音工事対象化、事務所・店舗の防音工事対象化等、騒音対策の強化・拡充を図る必要があります。

また、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう、十分な予算の確保に努める必要があります。

航空機騒音による子ども達の心身に及ぼす悪影響が懸念されており、認可外保育施設に入所する乳幼児の健やかな成長のため、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も防音対策事業の補助対象施設とするとともに、空調設備の維持費も補助対象に含めていただく必要があります。

学校及び保育施設における3級及び4級の防音工事として、平成28

年度以降に実施設計を行い、新たに設置する空調設備の維持費を補助対象外とする制度変更がなされていますが、航空機騒音の低減を図り、良質な教育・保育環境を確保するため、当該維持費を補助対象としていただく必要があります。

米軍航空機の運用に伴う騒音、悪臭、低周波音について、実態把握のための調査や健康への影響評価等の必要な調査を地方公共団体が実施した場合、基地の提供責任者である日本政府において十分な財政措置を講じていただく必要があります。

7 米軍基地周辺で検出されているPFOS等問題の解決について

要 望

- (1) 在沖米軍基地内にある全てのPFOS等含有泡消火薬剤の保管状況を把握し、その管理及び処理計画を作成・公表し、PFOS等含有泡消火薬剤の使用を禁止し、基地内の泡消火薬剤をPFOS等を含まない製品へ速やかに切り替えること。
- (2) 県が求めている基地内への立入調査の実現、国や米軍による原因究明調査と最新の科学的知見に基づく浄化対策、米軍が保管するPFOS等含有泡消火薬剤やPFOS等含有水の適正処理を実施すること。
- (3) 住民を対象とした健康に係る調査を実施すること。また、血中濃度の基準値やそれを超過した場合の具体的対策例の提示、健康影響等に関する研究を推進すること。
- (4) PFOS等に関する、土壌の基準値、農地の土壌及び農業用水の基準等を早急に設定するとともに、PFOS等による汚染土壌の浄化方法を早急に確立すること。また、県や市町村が緊急に実施する土壌調査等に要する費用を国が負担すること。
- (5) 米軍基地内で事故が発生した場合は、速やかな立入調査の実現等、地元の関係機関と効果的な連携体制を構築するとともに、米軍が環境調査を実施した場合はその結果について速やかに公表することを求めること。
- (6) 現在、国が負担していないPFOS等低減化対策のための海水淡水化施設の稼働や今後実施する高機能活性炭の取り替え等の維持管理費用についても国が負担すること。

説 明

国においては、PFOS・PFOAに係る水質の目標値等を検討する専門家会議等を設置し、科学的な検討を行うとともにPFHxSを化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく規制対象とするなど、有機フッ素化合物に対する取組を推進しているところであります。

一方、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びキャンプ・ハンセン周辺の

湧水等で高濃度の有機フッ素化合物（PFOS等）が検出されていることについて、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の湧水等については、これまでの水質調査結果や地下水脈の調査結果から汚染源は両飛行場である蓋然性が高いと考えており、キャンプ・ハンセン周辺の井戸水については、水源の調査結果から汚染源は同基地である可能性が高いと考えております。

これらの問題を解決するためには、在沖米軍基地内にある全てのPFOS等含有泡消火薬剤の保管状況を把握し、その管理及び処理計画を作成の上、公表することや、PFOS等含有泡消火薬剤の使用を禁止し、基地内の泡消火薬剤をPFOS等を含まない製品へ速やかに切り替える必要があります。

併せて、米軍基地周辺の河川・湧水等で検出されているPFOS等の汚染源を特定するため県が求めている基地内への立入調査を実現すること、国や米軍による原因究明調査と最新の科学的知見に基づく浄化対策、米軍が保管するPFOS等含有泡消火薬剤やPFOS等含有水の適正処理が必要であります。

また、人への健康影響についても議論が進められていることは承知しておりますが、国において、住民を対象とした健康に係る調査を実施することと、すでに血中濃度調査において、PFASへのばく露が判明した方々がいることから、具体的な基準値やそれを超過した場合の対応方針について、海外の科学的知見も踏まえつつ、早急に行う必要があります。

米軍基地周辺の湧水等でPFOS等が検出されていることについては米軍基地が汚染源である蓋然性が高いと考えており、その汚染源が米軍基地内の汚染土壌の場合は、その汚染土壌の除去が必要であることから、土壌中のPFOS等の環境基準を早急に設定し、PFOS等による汚染土壌の浄化方法を早急に確立すること、米軍基地周辺の湧水等を利用して影響を受けている農地等があることから、農地の土壌及び農業用水の基準等を設定すること、並びに県や市町村が緊急に実施する土壌調

査等に要する費用を国が負担する必要があります。

加えて、米軍基地内で事故が発生した場合は、速やかな立入調査の実現等、地元の関係機関と効果的な連携体制を構築することや、米軍が環境調査を実施した場合はその結果について速やかに公表することを米軍に求める必要があります。

嘉手納基地内外の地下水、河川等を水源として利用している沖縄県企業局では、浄水場でのPFOS等対策として高機能活性炭の取り替え、海水淡水化施設の稼働など今後、毎年10億円以上の維持管理費用を要する見込みとなっており、その費用についても国が負担していただく必要があります。

8 米軍の活動に起因するその他環境問題の解決について

要 望

- (1) 解体等工事における飛散性・非飛散性アスベスト含有建材の有無については、令和4年4月の改正大気汚染防止法の施行により、元請業者による知事等への事前調査結果の報告が義務化され、県による立入調査も可能となったことから、関係自治体の求めに応じ、関係帳簿類等の検査や立入調査ができる仕組みを確立すること。
- (2) 米軍航空機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な対策をとること。また、米軍航空機の排気ガスによる悪臭の実態を把握するため必要な調査を行い、その結果を公表するとともに、当該排気ガスによる悪臭を防止するための有効な対策をとること。
- (3) 米軍施設・区域内で発生する廃棄物については、米国政府の責任で、排出の抑制やリサイクルの推進に努めるとともに、基地内での可燃物、不燃物、資源化物等の分別や焼却処理等の実施、民間業者を活用した処理体制の構築等、廃棄物の処理が円滑に行われるよう対策をとること。
- (4) 米軍施設・区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、適正に処理するよう米国政府に求めること。
- (5) 平成26年度以降実施されていない米軍施設・区域からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として国が実施していた基地内の環境調査を再開すること。
- (6) 米軍施設・区域外で環境に影響を与えるような事故が発生した場合には、原因者である米軍及び基地の提供責任者である国において、現場で土壌汚染調査等を実施し、当該調査結果を関係自治体と共有するとともに、効果的な汚染除去等の対策を実施すること。
また、地方公共団体が環境調査等を行った場合は、当該地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。
- (7) 日本環境管理基準（JEGS）の運用状況について公表を求めること。

説 明

アスベスト除去作業については、令和4年4月の改正大気汚染防止法の施行により元請業者が事前調査結果を知事に報告することが義務付けられました。これにより米軍が直轄で実施する工事について、米軍基地内の解体工事に係るアスベストの調査結果の把握が可能となり、県による関係帳簿類等の検査や立入調査も可能となったことから、当該制度を確実に運用していただく必要があります。

普天間飛行場や北部訓練場等周辺においては、MV-22オスプレイ等の飛行に伴う低周波音による影響が懸念されていることから、実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な対策を実施していただく必要があります。

嘉手納飛行場周辺においては、米軍航空機の排気ガスに起因すると考えられる悪臭により、気分不良、頭痛等の訴えがあり、生活環境や健康への影響が懸念されていることから、悪臭の原因及び実態を把握するための調査や健康への影響調査を行い、その結果を公表していただく必要があります。悪臭防止対策としては、排気ガスによる悪臭の主な原因と考えられるE-3早期警戒管制機の駐機場を移転させる等、有効な防止対策を実施していただく必要があります。

米軍基地内の事務所、商業施設、住居等から排出される廃棄物は、米軍と契約した県内の民間廃棄物処理業者が収集し、同事業者の事業所において可燃物、不燃物、資源化物等に分別した後、リサイクル及び焼却処分等しております。県内にはこのような米軍基地廃棄物の処理に対応できる民間事業者は少なく、処理の停滞が生じていることから、米軍自らによる可燃物、不燃物、資源化物等の分別、焼却処理の実施や民間業者を活用した処理体制の構築等、適正処理が円滑に行われるよう努める必要があります。

米軍基地返還跡地の建物等で確認されたPCB廃棄物は、日本国政府（沖縄防衛局）が保管、処理しています。

一方、供用中の米軍施設及び区域内のPCB廃棄物は米国政府の責任で処理する必要がありますが、沖縄防衛局が処理した事例が見られる

ものの、今後米国政府によるPCB廃棄物の計画的な処理が行われない場合、基地返還の際にPCB廃棄物が放置されたまま返還されることが懸念されます。

我が国のPCB特措法では、PCB廃棄物の処理期限が定められているため処理期限が過ぎた後に返還跡地でPCB廃棄物が確認された場合、処分することができず、沖縄防衛局が保管し続けることになると思います。

つきましては、米軍施設・区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、米国政府の責任で適切かつ計画的に処理するよう政府から求めていただく必要があります。

米軍基地内の排水等監視調査は、米軍基地からの環境汚染の未然防止を図ることを目的に、昭和55年度から国の委託事業として米軍基地内でも実施しておりましたが、平成26年度以降、当該調査は米軍基地内で実施することができておりません。

つきましては、排出先の河川や海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の健康と生活環境の保全を図るため、米軍基地内での当該調査の再開を求めます。

平成29年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着、炎上事故において、米軍により土壤汚染調査を実施せずに土壤が搬出されたことは、汚染の拡散につながりかねず、周辺住民の生活環境を含む環境へ影響を及ぼす恐れがあります。

令和2年4月の普天間飛行場からPFOS等を含む泡消火剤が同飛行場外へ漏出した事故において、当事者である米軍や日本政府による除去作業は行われず、地元の自治体や消防が対応することとなりました。

つきましては、今後航空機の不時着、炎上等の事故に際しては、現場で土壤汚染調査を実施し、調査結果を政府及び関係自治体と共有した上で、必要な対策を講じていただく必要があります。また、提供施設外へ環境汚染物質等が漏出した際、その除去に当たっては、当事者である米軍や日本政府の責任で対応すべきと考えておりますが、効果的に連携を図り、汚染の拡散を最小限のものにすることが重要であるため、米軍、日本政府及び地元の関係機関との連携体制を構築する必

要があります。

なお、地元自治体が米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性のある環境汚染物質等の漏出を懸念して環境調査を実施しており、原因者でない地元自治体が環境調査等の費用を負担していることから、その経費については、日本政府の責任で財政措置していただく必要があります。

在日米軍による環境保護及び安全のための取組は、JEGSに従って行われることとされていますが、その運用状況について実態が不明であることから、定期的な公表を米軍に求める必要があります。

9 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要 望

- (1) 米軍機は、学校や病院等の上空を飛行しないこと。
- (2) 訓練・演習の具体的な内容の事前公表及び事故発生時の速やかな通報並びに事故調査結果及び環境調査結果の速やかな公開を行うこと。
- (3) 米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明、安全管理の徹底など、事故防止を担保する措置を継続的に実施すること。
- (4) 事故等が発生した場合の対応として、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会を設置すること。
- (5) 那覇港湾施設等の航空機の運用を使用主目的としない施設においては、航空機の運用を一切行わない等、「5.15メモ」を厳格に運用するとともに、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府において迅速かつ正確な把握に努め、地元自治体に速やかに情報を提供すること。

説 明

沖縄県は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は跡を絶たない状況が続いております。

昨年12月には、米空軍のF-35A戦闘機から縦約30センチメートル、横約45センチメートル、重さ約900グラムのパネルが落下する事故が発生しております。

過去には、平成29年に普天間第二小学校に窓枠が、令和元年に浦西中学校に部品が落下しており、緑ヶ丘保育園の事案もあったことから、県民に大きな不安を与えるものであります。特に学校において児童生徒の安全を脅かすようなことは断じてあってはならないことでもあります。児童生徒、ひいては県民の安心・安全を確保するためにも米軍は、日米間の飛行に関する協定に従い、学校や病院等の上空の飛行を避けるべきであります。

その他、航空機関連事故は、平成28年12月の名護市安部沿岸での

MV-22オスプレイの墜落事故、平成29年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着、炎上事故、平成30年6月の沖縄近海でのF-15戦闘機墜落事故、11月のF/A-18戦闘機墜落事故等を含め、復帰後令和5年12月末までに898件（うち墜落事故が49件）発生しております。

また、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等については、平成29年4月に恩納村で、平成30年6月に名護市で流弾による事故が発生したほか、復帰後令和5年12月末までに681件の山林・原野火災が発生しております。

それ以外の訓練・演習についても、提供施設外への米兵のパラシュート降下（平成29年1月、平成30年4月、平成31年4月、令和3年9月、令和4年6月、令和6年1月・伊江島）、つり下げ訓練でのタイヤ落下（平成29年3月・金武町）、CH-53Eヘリコプターからの物資投下（令和2年2月・読谷村）やコンテナ落下（令和3年7月・渡名喜村）、MV22オスプレイの飛行訓練中における部品落下（令和3年8月）、水筒の落下（令和3年11月・宜野湾市）などが発生しております。

訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や実施時間など詳細な情報は記載されておられません。また、事故発生後の事故調査結果や環境調査結果に関しても、情報公開までに時間を要する上に十分な内容が公開されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

また、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯での訓練、民間地上空や民間地域周辺でのつり下げ訓練等の危険な訓練は、周辺住民を危険にさらすこととなるだけでなく、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼしています。加えて、県民に水を供給するダム上空等での訓練は、万が一事故等が発生した場合、県民の水源を汚染するおそれがあります。

さらに、平成28年にAV-8ハリヤーやMV-22オスプレイが、平成30年にF-15戦闘機やF/A-18戦闘攻撃機が相次いで墜落事故を起こし、十分な説明がないまま同機種 of 飛行及び訓練が再開されるなど、事件・事故が発生した際の政府や米軍の対応に県民の不信感も高まっております。

つきましては、演習・訓練の具体的内容の事前公表、事故発生時の速やかな通報及び事故調査結果の速やかな公開とともに、住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接する着陸帯の使用中止、ダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、事故防止に向けて実効性のある措置を実施していただく必要があります。

加えて、提供施設外で環境に影響を及ぼすような事故が発生した場合、調査前の土壌の掘削、運搬など、汚染の拡散を招くおそれのある行為を実施しないよう米軍に求める必要があります。

また、県民の安全・安心を確保し、事故に対する懸念や不安を払拭するため、県が平成29年2月9日に要請した政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会の設置等の実現に向けて取り組んでいただく必要があります。

米海兵隊は、令和4年2月、那覇港湾施設においてオスプレイ等を離着陸させる訓練等を実施するとともに、令和3年11月から令和5年3月にかけて、船舶輸送のため、同施設においてオスプレイ等が離着陸しております。

政府は、同施設にオスプレイ等が飛来したことについて、いわゆる「5.15メモ」の使用主目的に沿ったものとの認識を示しております。

しかしながら、県としては、市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接している同施設において、復帰後ほとんど行われてこなかったこのような運用が行われることは、県民に新たな基地負担を強いるものであり断じて容認できません。

つきましては、那覇港湾施設等の航空機の運用を使用主目的としない施設においては、航空機の運用を一切行わない等、「5.15メモ」を厳格に運用するとともに、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府において迅速かつ正確な把握に努め、地元自治体に速やかに情報を提供していただく必要があります。

10 嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練について

要 望

嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練を実施しないこと。

説 明

読谷補助飛行場で行われていたパラシュート降下訓練については、SACO最終報告に基づき平成11年10月に日米合同委員会において伊江島補助飛行場への移転が合意されたにもかかわらず、その後、平成19年に「例外的な場合」に限り嘉手納飛行場を使用することが同委員会で確認されたとしています。

県としては、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るというSACO最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであると考えており、これまで幾度となく嘉手納飛行場で同訓練を実施しないよう強く要請してきました。

しかしながら、同訓練はこれまでに17回実施されております。

特に、昨年12月及び今年1月に実施された際にも、日米両政府に対し厳重に抗議しましたが、その直後の2月15日に訓練が3ヶ月連続で実施されたことは、極めて遺憾であります。

また、津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練についても、同水域が定期船や漁船等が航行する水域となっており周辺住民をはじめ県民に大きな不安を与えていることから、実施しないよう米軍と協議するよう要望します。

11 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要 望

- (1) 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置を図ること。
- (2) 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。
- (3) 繰り返される事件等の再発防止のため、より効果的な対策を実施すること。
- (4) 米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表を行うこと。

説 明

これまで沖縄県では、米軍構成員等による事件等の根絶を図るため、綱紀粛正や再発防止、特に未成年者を重視した兵員・家族への教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところがあります。しかしながら、依然として事件・事故が後を絶たない状況が続いております。

米軍構成員等による刑法犯罪検挙件数は、復帰から令和5年12月末現在で6,235件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事件が586件（民間人殺害事件14件を含む）発生しております。

昨年は、米海兵隊員及び軍属による凶悪犯罪が2件発生したほか、10月には在沖米空軍兵3名による県立高校への建造物侵入事件が発生するといった、刑法犯罪が72件発生するなど、直近10年間で最多となっており、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えております。

このような米軍構成員等による事件・事故の再発を防止するには、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置を実施するとともに、県民の不安を軽減する観点から、事件等の徹底した原因究明及び事件等に係る調査結果についても、速やかに公表していただく必要があります。

県議会では、凶悪犯罪等が発生した場合の司令官及び上司の更迭

や、事件・事故の再発防止に向けた県、日本政府、米国政府の3者による特別対策協議会の設置などを求める意見書、抗議決議が全会一致で議決されるなど、従来の再発防止策では不十分との声が高まっており、これらの対策も含め、事件・事故の再発防止に向け、これまでの取組を超えた、より効果的な対策の実施を強く求めます。

県は、米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表などを機会ある度に求めています。昨年の米軍の飲酒運転の発生件数は、12月末時点で44件発生し、コロナ渦以前と比べて増加していることから米軍の取組が極めて不十分であると言わざるを得ない状況となっております。

政府においては、飲酒運転が二度と起きないように、教育体制の抜本的な見直しを行い、飲酒運転発生時の米軍内における罰則の強化、リバティ制度の厳格化等、実効性のある再発防止策を講じ、その内容を速やかに公表することを米側に強く働きかける必要があります。

12 ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除区域及び対象漁業の拡大並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等について

要 望

- (1) ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除対象となる区域、対象漁業を拡大すること。
- (2) 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。
- (3) 安全で安心な水道水を安定的に供給する観点から、福地ダム、新川ダム及び漢那ダムについて米軍による共同使用を解除すること。

説 明

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であります。

平成26年7月には、マグロ延縄漁業等の操業に関し、同区域の一部における使用制限の一部解除が日米合同委員会合意のもと実行されておりますが、解除対象となった区域範囲が狭いことや、パヤオ漁業やソデイカ漁業の操業が引き続き認められてないことから、沖縄県は、解除対象区域及び対象漁業の拡大を求めています。

日米両政府は、現地実施協定締結日（平成26年7月16日）から1年以内に行われる見直し作業において、使用制限の一部解除の拡大及び漁法制限の緩和に関する可能性を検討するとしておりますが、早急の対応をお願いします。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域については、パヤオ漁業が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

特に、鳥島射爆撃場については、平成20年4月に訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事件が発生するなど、漁船の安全操業を脅かす存在であるとともに、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、漁船の安全操業、漁場環境、我が国の領土を保全するため、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還の必要があります。

日米地位協定第2条第4項（b）の規定により米軍の使用が可能となっている北部訓練場内の福地ダム、新川ダムやキャンプハンセンに所在する漢那ダムについては、県民の日常生活を維持する上で欠かすことができない重要な水源です。

水源となっているダムで米軍が訓練を行うことは、県民に不安を与えるものであり、また、これらのダムでは昭和63年以降、訓練は行われていません。

安全で安心な水道水を安定的に供給する観点から、これらダムについて米軍による共同使用の解除を求めます。

13 米軍施設・区域の有効かつ適切な跡地利用に関する必要な措置等について

要 望

- (1) 返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査の実施を可能とすること。
- (2) 跡地利用推進法に基づき、国による徹底した支障除去措置を講ずること。
- (3) インダストリアル・コリドー南側部分の早期返還を実現すること。
- (4) 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還等を迅速に行うとともに、返還前の現地調査と工事着手について配慮すること。
- (5) 北部訓練場の返還跡地における制限空域を速やかに解除すること。

説 明

返還される駐留軍用地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄の発展のための貴重な空間として、有効、かつ、適切な跡地利用を図る必要があります。

跡地利用の推進に向けては、早期に跡地利用計画を策定することが重要であり、その計画策定に向けては、返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査（文化財調査、自然環境調査等）を行う必要があります。

跡地利用推進法では、国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、所有者等に土地を引き渡す前に、土壌汚染等の支障除去措置を講ずることが規定されております。しかしながら、平成29年12月に返還された北部訓練場跡地において、廃タイヤ等の廃棄物が確認されていることから、返還に際しては徹底した支障除去を実施していただく必要があります。また、周辺住民も対象とした環境対策に係る住民参画を図っていただく必要があります。

また、既に返還された跡地についても、跡地利用推進法の趣旨を踏

まえ、国の責任において適切な措置を講ずる必要があります。

なお、支障除去を講ずるにあたり、駐留軍用地跡地及びその周辺の自然環境の保全が図られるよう、自然環境調査の実施及び調査結果を踏まえた保全措置が必要であります。

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、同市地主会、琉球大学等の関係者が連携しながら、「沖縄健康医療拠点」の形成を目指すこととしており、国の積極的な支援が必要であります。

そこで、同跡地に隣接するインダストリアル・コリドー南側部分については、国道58号へのアクセス道路を整備するため、平成27年12月に共同使用が日米合同委員会で合意されたところですが、拠点形成に向けては、同跡地との一体的な土地利用が不可欠であり、同南側部分の早期返還が併せて必要であります。

沖縄県においては、道路、河川等を整備する公共事業を実施する上で、米軍施設・区域の一部返還又は共同使用が必要となる場合がありますが、そのための協議が進展しないため、長年にわたり公共事業が滞る事例が多く発生しています。

公共事業を推進するための米軍施設・区域の一部返還又は共同使用は、迅速、かつ、着実になされる必要があります、返還等されるまでの間においても、現地調査又は工事の実施が可能な場所については、早期に現地調査又は工事を実施できるよう、配慮していただく必要があります。

また、米軍施設・区域内の2級河川については、浸水被害を防止するため、しゅんせつ等による適切な維持管理を実施していただく必要があります。

加えて、平成28年12月に返還された北部訓練場の返還跡地上空について、訓練空域は変更されましたが、制限空域は、過半の返還から3年以上が経過してもなお変更されていないことから、速やかに制限空域の変更を行っていただく必要があります。

14 尖閣諸島を巡る問題について

要 望

- (1) 尖閣諸島が、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと。
- (2) 尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等について、海上保安庁の巡視船による現場海域での冷静かつ毅然とした対応を継続するとともに、さらなる海上保安体制の強化等適切な措置を講ずること。
- (3) 平成26年に日中両国間で確認された「日中関係改善に向けた話し合い」の合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交（対話）によって、中国との関係改善を図ること。

説 明

平成24年9月の政府による尖閣諸島国有化以降、中国公船等が接続水域の航行や領海侵入を繰り返しております。

令和5年の1年間で中国公船による接続水域への航行日数は352日と尖閣諸島の国有化以降で過去最多を記録しており、令和5年3月から4月にかけては、80時間36分に渡って領海侵入を続ける事案も発生し、最長の記録となっております。

また、令和2年5月以降、領海内で中国公船が県内漁船を追尾し、地域漁業者に大きな脅威を与える事態が頻繁に発生しております。

さらに、令和3年2月1日には、曖昧な適用海域や武器使用権限など、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含む中国海警法が施行され、漁業者に更なる脅威を与える状況となっております。

このように、尖閣諸島周辺海域においては、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっており、県民、特に宮古、八重山地域の住民に不安を与えております。

このため、本県は、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取締りの徹底について、繰り返し国に要請しているところです。

昨年11月の日中首脳会談においては、岸田総理大臣が深刻な懸念を改めて表明するとともに、「建設的かつ安定的な日中関係」の構築という大きな方向性が確認されております。

政府においては、引き続き、冷静かつ平和的な外交・対話を通じて日中関係の改善を図ること等を求めるとともに、昨今の尖閣諸島周辺海域を巡る状況により、県民に不安を与えることのないよう、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保及び同諸島の平穏かつ安定的な維持管理について、適切な措置を講じていただく必要があります。

15 安保関連3文書の改訂に伴う自衛隊の配備及び運用について

要 望

- (1) 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（以下「安保関連3文書」という。）策定の経緯、安保関連3文書の内容について本県に関連する可能性がある事項等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと。
- (2) 地元を与える影響が大きい自衛隊の運用については、速やかに県、関係市町村及び住民に情報を提供するとともに、地元が意見表明ができるよう、必要な協議を行うこと。
- (3) 相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないこと。
- (4) 今後、本県における自衛隊の配備は、在沖米軍基地の整理縮小とあわせて検討すること。

説 明

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響を巡って、様々な意見があるものと承知しております。

令和4年12月16日に閣議決定された、安保関連3文書においては、「南西地域における防衛体制を強化する」等、本県に関わる記述も多く見られます。

県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増していると認識しております。しかしながら、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。

16 うるま市における陸上自衛隊の新たな訓練場の整備について

要 望

- (1) うるま市における陸上自衛隊の新たな訓練場の整備については、住宅地に近接していることに加え、隣接する県立社会教育施設の機能が損なわれるおそれがあることから、政府は、近隣住民や教育関係者の様々な不安を真摯に受け止め、地元の意向を尊重する姿勢を示すこと。
- (2) 今後、本県において新たな自衛隊施設等の整備を検討するにあたっては、事前に計画段階から、県や関係市町村、地域住民に丁寧に説明し、その意向を尊重すること。

説 明

防衛省の令和6年度予算案に計上されたうるま市における陸上自衛隊の新たな訓練場の整備については、2月1日、地元の石川地区の自治会長会が同計画の反対を決議しました。

今回計画されている場所には、住宅地や社会教育施設に近接していることから、演習の内容や規模、頻度などについて詳細な説明がないまま計画ありきで物事が進んでいく状況に対し、地域住民の皆様が反対を訴えることは至極当然であり、そのような近隣住民や教育関係者の様々な不安を真摯に受け止め、地元の意向を尊重する必要があると考えます。

また、米軍再編に基づく海兵隊の海外移転が進まない現状で、急速に県内で自衛隊の配備拡張が進められることは、沖縄の基地負担の増加に繋がるものです。新たな自衛隊施設等の整備を検討する際には、事前に地元の意向を尊重する必要があると考えております。

17 不発弾処理における負担の軽減について

要 望

- (1) 沖縄県における不発弾処理事業の対象区域を海域にも広げるとともに、国と地元の役割分担を全般的に見直し、今後は、国直轄の事業とすることで、不発弾処理の充実強化及び早期処理を図ること。
- (2) 自衛隊の一時保管のために沖縄県が維持・管理している不発弾保管庫については、国が引き取り、その責任のもとで直接維持・管理すること。
- (3) 沖縄県の公共工事及び民間工事における不発弾探査費用については、全額を国庫負担とすること。

説 明

先の大戦で大きな惨禍を被った沖縄県においては、未だに多量に残された不発弾処理の問題を抱えております。

沖縄県の不発弾処理量は最近10年間の年平均で約19トンあり、令和4年度実績で見ると全国の約35パーセントを占めており、今なお処理されていない不発弾が約1,878トン残されていると推定されております。

このような中、沖縄県の不発弾処理においては、不発弾の探査・発掘や回収不発弾の一時保管、及び住民避難など多くの関係業務を沖縄県や市町村が担っております。

不発弾の処理は、県民の生命・財産を守り、また、沖縄県の振興を図る上で急を要しますが、一方では、厳しい行財政下にある沖縄県や市町村及び県民にとって大きな負担となっております。

沖縄県の不発弾の早期処理を図り、処理に伴う地元負担の軽減を図るためには、引き続き戦後処理の一環として国の責任において積極的な対策を講ずる必要があります。